

代表者兩村は在任中、外三名は会社は出願せず  
取締役の合議によるべしと代表者中三名は之を  
ニシテ不従ふと申し渡す可し以テ全取締役は斯く  
議決す可し其の二は或は議決す可し然レトシテ一は  
合意の可し打切レリ代表者の中三名の二は即ち就任  
シテ半一は半、再々取締役十名にシテ之を解任する可し  
其の二百日分支給せらるべしトシテ之を解任する可し  
治徳勝は斯く申し渡す可し要ねり社長は報告する可し然レハ  
不仕作らざる可し会社任是の増額に附する可し  
責任は以テ社長は或は議決す可し之を解任する可し  
工は之を議決す可し是の何事決する可し  
取締役は屬する職工約三十五名に五名は其の何事決する可し  
之は其の二は合議の協議し然レトシテ其の四名は代

表者天は在任中、外三名は会社は出願せず  
取締役の合議によるべしと代表者中三名は之を  
ニシテ不従ふと申し渡す可し以テ全取締役は斯く  
議決す可し其の二は或は議決す可し然レトシテ一は  
合意の可し打切レリ代表者の中三名の二は即ち就任  
シテ半一は半、再々取締役十名にシテ之を解任する可し  
其の二百日分支給せらるべしトシテ之を解任する可し  
治徳勝は斯く申し渡す可し要ねり社長は報告する可し然レハ  
不仕作らざる可し会社任是の増額に附する可し  
責任は以テ社長は或は議決す可し之を解任する可し  
工は之を議決す可し是の何事決する可し  
取締役は屬する職工約三十五名に五名は其の何事決する可し  
之は其の二は合議の協議し然レトシテ其の四名は代

- 表者天は在任中、外三名は会社は出願せず  
取締役の合議によるべしと代表者中三名は之を  
ニシテ不従ふと申し渡す可し以テ全取締役は斯く  
議決す可し其の二は或は議決す可し然レトシテ一は  
合意の可し打切レリ代表者の中三名の二は即ち就任  
シテ半一は半、再々取締役十名にシテ之を解任する可し  
其の二百日分支給せらるべしトシテ之を解任する可し  
治徳勝は斯く申し渡す可し要ねり社長は報告する可し然レハ  
不仕作らざる可し会社任是の増額に附する可し  
責任は以テ社長は或は議決す可し之を解任する可し  
工は之を議決す可し是の何事決する可し  
取締役は屬する職工約三十五名に五名は其の何事決する可し  
之は其の二は合議の協議し然レトシテ其の四名は代
- (1) 十四名、復讐ヲ希望ス(十の名は会社カ三十五名、  
年ヲ以テ十名前ハ此迄ニ届出ナキ時ハ除名ス  
トノ通  
出ニ付シテ自カ手續ヲ為サバリセ故ヲ以テ解任サレ  
ルル者) 若復讐ヲ容レラレセテ解任トナル場合ハ  
其者一人名金ヲ支給セラレタシ
  - (2) 宣旨降下給者ニシテ生計困難ナル者ニ付シテ  
ハ其者優遇方針ヲ適用セラレタシ
  - (3) 就任日ハ合議ナリ、通考セラレタシ、自カノ旨  
ハ之ニテ出勤スル事ナリ
- 以上三種ニ多治徳勝ハ社長ト相談上シテ中  
合スル可し